

正副委員長の考え方（案）

【1】最優先協議事項 1、2 について

1 第 3 章 市民と市議会（議会活動の報告、市民意見を聴く機会の確保について）

・条文案

「市議会は、市民の意見を把握し、議会活動に反映させるため、市民との意見交換の場を設けることができる。」

※出前委員会の規定については、第 5 章 議会運営の委員会の活動の中で、規定する。

「委員会は、必要があると認めるときは、当該地域において委員会を開催することができる。」

2 第 4 章 市長等と市議会（市長等からの説明、資料提供について）

・条文案

「市議会は、市長等に対し、審議等に必要な資料の提供を求めることができる。」